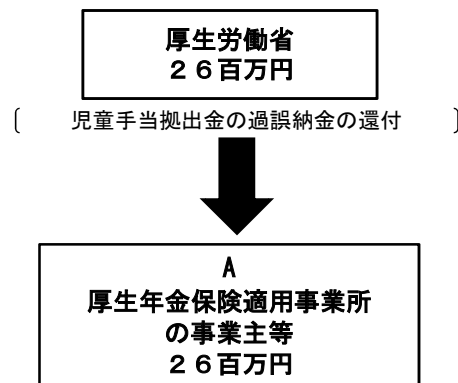


平成27年度行政事業レビューシート（厚生労働省）

事業名	過誤納拠出金の払戻し等に必要な経費			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者	
事業開始年度	昭和46年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	総務課			古川 夏樹	
会計区分	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定			政策・施策名	IV-3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	児童手当法第22条第1項 厚生年金保険法第89条 国税通則法第56条			関係する計画、 通知等	—				
主要政策・施策				主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	児童手当拠出金に過誤納金が生じた場合において、過誤納金が生じた厚生年金保険適用事業所の事業主等に対し、当該過誤納金の還付等を行うことを 目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	対象者:厚生年金保険適用事業所の事業主、各共済組合(国家公務員共済組合を除く) 事業主体:国								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	—	—	—	—			
		前年度から繰越し	—	—	—	—			
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—			
		予備費等	—	—	2	—			
		計	28	21	26	45	45		
	執行額		27	20	26				
	執行率(%)		96%	95%	100%				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 — 年度
			成果実績	—	—	—	—		
			目標値	—	—	—	—	—	
			達成度	%	—	—	—		
定量的な成果目標 の設定が困難な場合	定量的な目標 が設定できない 理由及び定 性的な成果目 標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績				
		本事業は、児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付 請求に対して、過誤納金を速やかに還付する事業であり、目標値 の設定になじまない。			児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、滞り なく還付する。 H24～26年度の達成度としては、いずれも100%				
	事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
	児童手当拠出金を過誤納 付した事業主等からの還付 請求に対して、滞りなく還付 する。	請求に対する還付率	実績	%	100	100	100		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	過誤納拠出金の払戻し件数			活動実績	件	11,882	8,997	12,453	
				当初見込み	件	—	—	—	—
単位当たり コスト	算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	本事業は、児童手当拠出金を過誤納付した事業主等から の還付請求に対して、過誤納金を速やかに還付する 事業であり、単位当たりのコストの算出にはなじま ない。			単位当たり コスト	—	—	—	—	—
				計算式	/	—	—	—	—
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	(目)賠償償還及払戻金		45	45					
	計		45	45					

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、国が過誤納金を速やかに還付する事業であり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、国が過誤納金を速やかに還付する事業であり、国が実施する事業である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、国が過誤納金を速やかに還付する事業であり、優先度が高い事業となっている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	—		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、過誤納金を還付するための費用に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	—		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	—		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	執行率は95%以上であり、概ね成果目標に見合った実績となっている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	執行率は95%以上であり、概ね見込みに見合った実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	—		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	—	—	—	—		
	—	—	—	—		
点検・改善結果	点検結果	本事業は、児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対し、当該請求の内容について、審査を経て還付が必要とされたものに還付を行う事業であり、事業主より児童手当拠出金の納付を受ける以上は必要な事業であるため、今後も引き続き実施する。				
	改善の方向性	今後も事業主からの還付請求に対して、速やかに審査を行い、還付を行う。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業は児童手当拠出金の過誤納付に伴う還付に必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	867	平成23年度	—	平成24年度	1016	
平成25年度	663	平成26年度	667			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.厚生年金保険適用事業所の事業主等			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
賠償償還及払戻金	過誤納に係る児童手当拠出金の払戻し等	26			
計		26	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	厚生年金保険適用事業所の事業主等	過誤納に係る児童手当拠出金の払戻し等	26	-	-